

山形県労働相談センター 第16回総会議案

2017.12.16 於 ビッグウィング

10:00 開会あいさつ
議長選出
議案提案
討論
採択
閉会あいさつ (12:00 頃終了予定)

～ 目次 ～

P.01	はじめに
P.01	17年度の総括 (案)
P.03	18年度の方針 (案)
P.05	役員体制 (案)
	資料<対応した主な事例>
P.09	16年度集計表
P.10	17年度集計表
P.11	決算・予算 (案)

別紙 2016年労働相談活動について
他



はじめに

労働相談員体制は、年当初は6人体制でしたが、新たに3名の方々から協力を頂き9人体制となりましたが仕事の都合で外れた方があり8人体制となりました。その方は会議への参加はできなくても、引き続き地域での相談に対応して頂けることになっています。

相談員体制の拡充を目指しながら、スカイプを活用し相談員会議への参加を拡げ、原則として月1回の相談員会議で集团的な検討をし、電話やメールで日々寄せられる労働相談に対応を続けました。相談体制の拡充には一定の取組を行いましたが、合理的な役割分担、労働相談センターの存在意義や役割についての議論不足が否めない1年だったかと思えます。

今年は相談員のみなさんに、相談者に対して「年代」「雇用形態」「事業所規模」等の確認を行うようお願いしたところ相談者の状況把握が一定改善されたのではないかと思います。引き続き運動と組織の着実な前進をはかり、次世代継承と本格的前進を準備します。

昨年総会において、労働相談事務局長が交代となったことで、活動の幅が狭まったところもあったのではなかったかと思えます。

【1】17年度の総括案

1. 労働相談の概況（一覧表も参照）

① 相談総数及び相談の契機

新規 64 件（前年度 38 件+26 件） 継続 6 件（前年度 0）

相談件数は前年度から38件増の64件となりました。相談員体制が8人に回復したことで安定した相談受付を行うことができました。昨年、相談員体制が一時5名となり、更なる縮小が懸念されましたが、今年に入り3名の方に協力を頂くことが出来、各人の対応日も偏った人に集中することなく相談への対応ができたのではないかと思います。

相談の契機別に見ると、「インターネット HP、メール」が最も多く52件（81.3%、前年度14件36.8%）、「団体・知人の紹介」7件（10.9%前年度5件13.2%）、「マスコミ」は0件（前年度も0件）でした。相談体制上責任を負える範囲で、マスコミを活用することも求められます。

引き続き多くの労働者が厳しい職場環境・生活環境に置かれている中、山形県労働相談センターとして求められる役割が十分に果たせていない状況だと言わねばなりません。体制と宣伝の強化が急務です。

② 雇用形態 および 年齢構成

雇用形態は、正社員21名（32.8%）、パート・契約・アルバイト12名（18.8%）、派遣・請負7名（10.9%）不明22件（34.4%、前年度19件50.0%）で、昨年と同じく正社員の相談者の3分の1となっています。昨年よりは、雇用形態の状況把握が改善されたかと思えます。年齢構成は「不明」が9件（14.1%、前年度29件76.3%）でした。

③ 相談内容（複数カウント）

相談内容で最も多いのは「パワハラ・セクハラ・いじめ」23件（24.7%前年度8件21.1%）、次いで「賃金・残業未払」10件（10.8%前年度11件28.9%）、「労働時間・休暇」10件（10.8%前年度5件13.2%）で同数でした。パワハラ・セクハラが増加し、メンタル不全・疾患もその1/3となっています。マタハラの相談もありました。

④ 相談結果

「電話・メールで一応解決」が31件（42.4%前年度28件73.7%）で前年度同様最も多い結果となりました。この「電話・メールで一応解決」は、必ずしも電話やメールで助言を受けた相談者がその後助言に基づく実践をして要求を実現したかどうかは不明です。相談者が一応「わかりました」などの反応をしたり、メールでアドバイスを送信した後再度の問合せ等がない場合など、労働相談センター側からの継続した対応に積極的でない場合にも「一応解決」としているものです。面談で一応解決も4件（7.1%）となっています。

⑤ 加入組合員数

「組合結成・加入」は3人（4.7%前年度4人10.5%）です。

4月に地域労組やまがたに寒河江の介護施設看護師が1名、6月に製造販売業の外勤社員2名が組合を結成しました。

2. 労働者・協力者との結びつきの強化と会員拡大・財政確立

今年は、労働者・協力者との結びつきを強化することを意図した取り組みは行いませんでした。

また、昨年の方針であった、『山形県労連とともに、「県労連・労働相談センター財政支援サポーター制度」をつくり、月500円（年6,000円）の「ワンコインサポート」として幅広く協力を呼びかけます。2年間のとりくみとします。』の取組も行いませんでした。次年度が2年目となりますので、是非とも実現に向けた取り組みを行いたいと思います。

労働相談センターの活動を維持・発展させる上でも重要なことは相談体制の強化、次いで独自財政の確立・強化であり、これにつながるあらゆる取り組みが求められます。

3. 相談対応体制

- ① 電話・メールでの相談対応は、8人体制で相談対応を継続しました。また、新庄・最上地域においては、相談員が毎月スカイプで相談員会議に参加し、事案が新庄・最上地域のときは対応して貰っています。

労働相談員が空白の庄内地区において、仕事の都合で会議への参加は立ち消えとなっています。

電話受付は一昨年から祝祭日を除く火、木の13～17時として継続しています。その他、県労連ホームページの充実によりメールによる相談も相次いでいます。

- ② 相談員会議は、月1回、（原則）相談員の日程調整を図り10:00からとして継続しています。

- ③ 各地域労連や加入労組などの地域の相談体制は、困難な中でも奮闘を続けています。

由法曹団山形支部との提携システムが継続され、一昨年からの訴訟も継続して対応して頂いており、また、労働審判に向けた相談も行われています。

使用者側、代理人弁護士が団体交渉などで不誠実な対応をする場合、自由法曹団から

働きかけが可能な場合もあるため、窓口弁護士に連絡・相談するものとするのが取り決められています。

4. 学習活動

- ① 学習活動は行ないませんでした。前事務局長から、参考書「2014・ワークルール検定」の紹介等が行われました。学習会のテーマ等について提案頂いたこともありますが、いずれも立ち消えとなってしまいました。

5. キャンペーン活動・相談会

- ① 独自のキャンペーン活動は行ないませんでした。
全労連から提起された、春・秋の全国いっせい労働相談ホットラインは、10月13日だけの開催となってしまいました。当日の相談員の体制・その後の対応等を検討し、臨時電話の設置も行わずの対応としました。
- ② 全労連の全国いっせいホットライン実施時にフリーダイヤル電話番号が報道されています。
- ③ 今年度も、街頭宣伝、マスコミ、SNS等を活用した宣伝が行えませんでした。しかし、山形県労連ホームページには、労働相談のページにホットライン・メールアドレスを掲載していることで、相談が相当数寄せられているのではないかと思います。
- ④ 地域労組やまがたは毎月1回定例の相談会を継続しており、その際には山形市報に予告やフリーダイヤル電話番号が掲載され、一定数の電話相談が寄せられています。

6. その他

月間全労連12月号労働相談の窓に、労働組合結成の記事が掲載されました。

【2】18年度の方針案

1. 相談者が主人公、相談スキルの向上をめざして

- ① 相談者に、必要な労働法制の知識や各種制度、労働組合の機能などの情報を提供し、相談者が問題解決の方向性を理解し相談者自身はその責任で問題解決の手段を選択する相談者が主人公の対応を貫きます。労働相談センターや相談員が結果に責任を負うような請負はしません。
- ② 相談員会議や運営委員会、各地域での学習会などで常に事案を集团的に検討し、教訓を蓄積し、対応ノウハウの向上に努めます。

2. 労働者・協力者との結びつきの強化と会員拡大・財政確立

- ① 労働相談センターの個人会費の増口を大胆に呼びかけます。
- ② 協賛団体を拡大し、協賛金収入を増額することをめざします。
- ③ 山形県労連とともに、「県労連・労働相談センター財政支援サポーター制度」をつくり、月500円（年6,000円）の「ワンコインサポート」として幅広く協力を呼びかけます。2年間のとりくみとします。

- ④ 相談者には極力、県労連の加盟組織をはじめとする労働組合への加入を呼びかけるなど、相談を機に相談者との結びつきがつくられ維持されるよう心がけます。相談を機に組合加入や組合結成が進むよう、システムづくりに力を尽くします。
- ⑤ 各地域の関係者による実行委員会編成を促し、これと共同での企画を実施し、これが毎年自律的に繰り返されることを目指すこと等により、各地域の労働者や活動家と結びつき、会員拡大につなげ、労働相談体制の確立にもつなげるよう努めます。
- ⑥ これにより労働相談センターの会員拡大にもつとめ、財政基盤確立をめざします。

3. キャンペーン活動・共同の取組み

- ① 労働相談センターの体制強化につながることを主眼に、全労連の呼びかけにも留意し、無理のない適切な形でマスコミによる宣伝も取り入れた「ホットライン」などのキャンペーン活動を検討・実施します。
- ② 県労連や自由法曹団と共同し、必要に応じ「なんでも相談会」などに可能な限り関与します。

4. 相談体制の確立強化

- ① 早期に平日、月・水・金の13～17時電話相談受付の体制を復活させるべく、引き続き相談員の拡充に努めます。
- ② 退職者の力を借りることはもちろん、非正規労働者・未組織労働者を主人公とする運動の発展や次世代継承の観点からも、各個人加入労組とも相談しながら、現役世代が無理なく労働相談活動に参加できる仕組みを模索します。
- ③ 相談員や個人加入労組の活動家の育成を通じ、労働相談や地域労組建設の中心部隊であるべき県内の各地域労連の体制強化に協力します。
- ④ メンタルヘルス不全を伴う労働相談が増加し、「働くもののいのちと健康を守る山形県センター（仮称）」の建設の重要性が増しています。その実現のため、折に触れて関係各方面との意見交換を続けます。
- ⑤ 相談員を、以下のように分類し、各人の条件に合わせて相談活動に参加できるようにしながら、相談員の拡充を進めます。
 - 1) 専任相談員：相談活動の中心的役割を果たします。対応に必要な取り組みをすすめます。
 - 2) 電話相談員：電話による相談に対応します。
 - 3) 相談活動サポーター：集団的に協議をしながら対応をすすめる必要がある場合などに、必要なつど援助に入ります（事務处理的な仕事を含めて）。恒常的でなくとも可とし、相談事案によってなど、必要なつど参加してもらう場合もあります。
- ⑥ 年金者組合、その他の諸団体に対し、山形県労連とともに、相談員派遣に関わる要請を行います。

以上